

寒川町職員の管理職手当に関する規則新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	職	管理職手当の額	区分	職	管理職手当の額
1	(1) 町長の事務部局の部長 (2) 議会の事務局の事務局長 (3) 教育委員会の事務局の教育次長	<u>88,000円</u>	1	(1) 町長の事務部局の部長 (2) 議会の事務局の事務局長 (3) 教育委員会の事務局の教育次長	<u>95,000円</u>
2	(1) 町長の事務部局の担当参事 (2) 教育委員会の事務局の担当参事	<u>80,500円</u>	2	(1) 町長の事務部局の担当参事 (2) 教育委員会の事務局の担当参事	<u>87,500円</u>
3	(1) 町長の事務部局の参事 (2) 教育委員会の事務局の参事 (3) 選挙管理委員会の事務局の参事 (4) 農業委員会の事務局の参事	<u>73,000円</u>	3	(1) 町長の事務部局の参事 (2) 教育委員会の事務局の参事 (3) 選挙管理委員会の事務局の参事 (4) 農業委員会の事務局の参事	<u>80,000円</u>
4	(1) 町長の事務部局の課長、専任主幹、専任技幹、所長 (2) 会計管理者 (3) 議会の事務局の次長 (4) 教育委員会の事務局（学校その他の教育機関を含む。以下同じ。）の課長、担当課長、室長、館長、所長又は場長 (5) 選挙管理委員会の事務局の書記長 (6) 監査委員の事務局	<u>65,500円</u>	4	(1) 町長の事務部局の課長、専任主幹、専任技幹、所長 (2) 会計管理者 (3) 議会の事務局の次長 (4) 教育委員会の事務局（学校その他の教育機関を含む。以下同じ。）の課長、担当課長、室長、館長、所長又は場長 (5) 選挙管理委員会の事務局の書記長 (6) 監査委員の事務局	<u>72,500円</u>

	の事務局長 (7) 農業委員会の事務局の事務局長			の事務局長 (7) 農業委員会の事務局の事務局長	
5	(1) 町長の事務部局の主幹、技幹、館長又は場長 (2) 教育委員会の事務局の主幹、技幹又は指導主事	<u>58,000円</u>	5	(1) 町長の事務部局の主幹、技幹、館長又は場長 (2) 教育委員会の事務局の主幹、技幹又は指導主事	<u>65,000円</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。